

令和元年度第1回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和元年7月29日)

開催日及び場所		令和元年6月19日(水) 仙台合同庁舎A棟7階東北農政局会議室		
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 杉山 茂雅(弁護士) 渡辺 知毅(ジャーナリスト)		
審議対象期間		平成31年1月1日～平成31年3月31日		
審議対象案件		332件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 0件 (抽出率1.8%) (抽出率0.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(企画競争・公募)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項)		なし。	
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
			別紙のとおり。	別紙のとおり。

委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]

なし。

事務局： 東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
< 工事編 >	
(国営施設応急対策事業名取川地区 名取川頭首工補修工事)	
これは複数年にわたる工事で、水門等を一個ずつ改修していくようだが、4つまとめて発注する意義は。ばらばらに発注するよりも効果的・効率的なのか。	本工事の場合、河川の閉め切る範囲を年度毎に変えていく工法であり、初年度施工を経験した業者であれば、次年度も同じ工法をもって実施できる。単年度に別々に発注するよりも、段取りがしやすい。
河川内工事期間の関係で、4年間で断続的に実施するという事か。	4年間の国債工事ということと、河川協議で決められた期間でしか施工できないという2点のしぼりがある。
施工期間が短いので、その都度工事を中断撤去しなければならないということになるか。	そのとおり。
(赤川二期農業水利事業 赤川揚水機場撤去(その3)工事)	
高落札率の理由は、いろんな工事がたくさんあって、工事ごとに下請けをたくさん使わなければならないので、なかなか経費を削減するのが難しかったというのが原因であると説明されたのか。	そのとおり。
多工種という言葉が出たが、他の工事に限らず関連業者が多くなると落札率が高くなるという傾向が出るということになるのか。それともこの工事だけが選択の余地がなく高くなったのか。	一般的に多工種となると手間がかかる。単純に工種の数だけではなく、例えば水道工事となると水道管理者との調整となる。NTTの光ケーブルが入っていれば事業者との調整。本工事では国道を急激にカーブする仮回し道路を設置するので多

	<p>くの反射鏡など安全施設にかかり増し経費がかかる。</p>
<p>大きな工事は一般的にそうなのか。</p>	<p>大きな工事で工種が多くなればかかり増し経費が増えてくるが、ただ調整が簡単な工事内容であるものと、調整に困難を有する工事内容がある。工事内容によっても若干かかり増し経費が異なってくる。</p> <p>例えば法律に定める事項である河川に関するものは調整に期間と大きなコストがかかる。また上水はライフラインなので、特に安全管理を要するため調整コストがかかる。調整する対象によって経費が異なってくる。このため、仮設材一般として見られるものであるが事前の調整内容によってさまざま変わってくる。</p>
<p>そうするとあまり業者の努力の余地がないということか。</p> <p>そういう場合、どうやって業者の努力を見るのか。</p>	<p>一般的に、調整に慣れている業者は、ノウハウがあってコストを下げるところはあるが、初めて対応する業者であれば大きなコストがかかってしまう。</p>
<p>やはり、業者には慣れというのものもあるのか。</p>	<p>過去に調整実績があれば書類の提出の仕方が分かっていたりする。そういったコストがかかるところを、新しくやることになるから最初から調べなければならない。このため、日にちがかかるので人件費が嵩むことになる。</p>

<p>(国営施設応急対策事業名取川地区名取川頭首工ゲート設備改修工事(第1回変更))</p>	
<p>別の関連工事の閉め切りを利用してこの工事を実施する予定ということか。</p>	<p>1件目で説明した名取川頭首工補修工事の仮閉め切りを共有し、ゲート補修関係を同時期に施工する計画である。</p>
<p>1件目の工事(名取川頭首工補修工事)が入札不調となり大分遅れてしまったのか。</p>	<p>そのとおりであり、仮閉め切りを行う業者の着手時期が遅れてしまったので、本工事工程の見直しが必要となった。</p>

変更後の入札はしないのか。	見積合わせを実施する。
それは落札業者だけか。	そのとおり。
この見積もり合わせは、当初の入札で落ちた業者にはチャンスがない。不公平にならないのか。	本工事の受注者は、落札し契約を結び、当初計画に応じた施工計画を立てて、関連土木業者の着手を待っていた。当然、その間、準備等々で資材等も手配しており、この段階でまた競争入札して他の業者の選定とはならない。
そこからは業者の言い値で変更するのか。	言い値ということではなく、変更する数量に応じて発注者は積算を行い、予定価格を作成して見積合わせを実施する。
そこで強制はできないのか。それは無理だとか、高すぎるとか。注文はできないのか。 確か最初の落札率を基に、変更の予定価格を設定するのではなかったか。	変更の予定価格の設定は、変更後の積算価格に当初の落札割合を乗じた金額を予定価格としている。 数量が増えたからといって100%価格が上乘せされる訳ではない。
予定価格どおりで価格を決定するのか。	受注者も積算を行い、その見積もり価格が当方の予定価格を下回れば成立する。
見積もり価格を超えたらどうなるのか。	予定価格を下回るまで見積合わせを行うこととなっている。
この工事の当初契約は30年度であり、1件目の関連工事もそうだったのか。	この工事は30年4月発注だが、同時期に発注を予定していた1件目の関連工事が30年度末(31年2月)までずれ込み変更契約をせざるを得なくなった。
それで工事が着手できず変更が余儀なくなった理由を理解できた。 変に変更工事すると追加工事を隠してデキレースでやっているんじゃないかと思われることもあるので注意した方が良くと思う。	了解しました。
その経緯というのはこの資料のどこかにあるのか。	この資料には付けていない。

<p>今後は分かるように整理しておいた方が良い。</p>	<p>了解しました。</p>
<p>1（名取川頭首工補修工事）と3（名取川頭首工ゲート設備改修工事）の工事を同じ業者に発注するという考えはないのか。</p>	<p>土木工事と施設機械工事であるため、工種がまったく別で、両方を一括施工できる業者は多くない。</p> <p>何度も不調が続き完成までの期間が短い場合は一体で発注する場合もある。</p> <p>基本的には、対象工種が違うので別件発注という整理をしている。</p>
<p><測量・建設コンサルタント等業務編></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>（岩手山麓農業水利事業 南部主幹線用水路調査設計（その3） 業務）</p>	
<p>施設の機能診断結果を活用して本業務を実施するため、評価点数も上がり落札者が決定したということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>（福島農業基盤復旧再生計画調査 南相馬市小高区ため池復旧整備実施 設計業務（第1回変更））</p>	
<p>堤体の地質調査などやるべきことが増えたということであるが、そもそも当初の発注する段階で分からなかったのか。</p>	<p>当初は、堤体の規模が小さいことから真ん中の断面でもって深く掘って地盤の中が把握できるだろうと考えていた。また、上流と下流のボーリングは基盤の高さを確認すれば全体の地質構造が見えるだろうと考えていた。</p> <p>業務発注後に、現地に入ってどういう復旧をするかを詳細に検討した際に、堤体が痩せているとか、余裕高が足りなくなると堤体に土を盛ったりしなければならなくなり、安定性を考えると堤体幅が大きくなってしまいうので、今まで荷重のかからなかった地盤にも荷重がかかるため、そういうところでは状況を詳しく調査していく必要があると判断した。</p>

	このことから、上流及び下流側も深く掘って全体を把握することにした。
<p>発注する前に現地調査すればある程度分かるでしょう。</p> <p>それを前提としての積算ができなかったのか。</p>	<p>事前の現地調査は、時間的制約などもあるため、すべて草刈りをして見ることもできなく状況を確認する程度となる。</p> <p>事前検討として堤体を復旧する工法としては大きく2つ考えられる。一つは前に土を盛って取水量を確保するやり方。もう一つはシートを貼って止水するというやり方。この他、いろいろと工法が考えられるが、現地調査や地質調査しながらどういった方法が良いか検討していく手法をとっている。</p>
<p>現地がある程度分かっていたら、地盤が悪く車で行けなくてモノレールに変更するとか、こちらで積算する前に現地を見ているため分かるのではないか。</p>	<p>モノレールについては、受注後に測量や草刈り作業時は道路は大丈夫だったが、その後、降り続いた雨により道路の走行が困難になり機材が運べなくなったため、変更した。</p>
<p>疑問なのは、見積合わせをするのは分かる。変更は当然ありえることだから。ただ簡単に変更になった、変更になったと見積合わせするのはいかがなものなのかということである。</p> <p>もちろん行って見ても分からないことはいくらでもあることだから構わないと思うが。先ほどの地質調査の件は、事前調査の段階でもう少し分かったのでは無いかと思う。</p>	<p>この山田ため池の堤体中央部を深く掘れば、この程度のため池ならば地質・地盤の全体が分かるだろうと考えていたが、工法を検討していく過程で、貯水池側の法勾配を緩くしないと堤体が安定しないことがわかり、そうなると今まで荷重がかからなかった地盤も地層を把握する必要があると判断した。</p> <p>実際に貯水池側でボーリングをすると砂が出てきた。しかし堤体の真ん中では砂は出て来なかった。掘って見ないと地質構造について、なんとも言えないことがある。</p>
<p>地質調査して変更となったということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>確かに現地に行って分からないこともあると思うが、発注者側としては事前どの程度まで調査して積算するのか。</p>	<p>現地調査では、草が生えていると全部確認することは出来ないので、水が貯まっているかどうか。周辺で、漏水により濡れているところがあるかどうかである。</p>

<p>目視くらいしかできなく、この程度だろうと積算するということですか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>そして、発注してボーリングなど調査をしてみても変更箇所があって見積合わせをするということ。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>結局、追加工事が必要となったということですよ。普通に考えればあり得ることだと思ふ。そうすると入札は常に見積合わせが付きものと思ふが何割ぐらい最終的に変更見積合わせをやるのか。</p>	<p>はっきりとした書き物はないが、1件の調査業務で3割も変わればまったく違う調査になるのではと思ふ。 変更の見積合わせは、工種によって違う。地質などは掘ってみて岩盤が弱かったら、もう1本ボーリングを掘る必要がある。 これは最初の概要説明であったとおり、南相馬市は市町村が大変な思いをされているので、代理で国が実施するという事業を行っている。営農再開するためにため池が本当に使えるかについて、復旧のために必要な調査をしている。地質が安定しなかったら調査内容も増えていく。 地質調査は現地の状況によって変わっていくものが多い。</p>
<p>他の工種よりは地質調査は変更が多いということか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>発注者側では目視であるので、実際に現地に入れば現場の状況は違う。</p>	<p>先ほど申したとおり、一般的に最大断面は中央上下流の3本が基本であるため、それで発注した。受注後に現地に入り、湿り具合などの堤体の状況、把握出来ないところは実際に現地で草を刈ってみてボーリング調査を行いながら確認する。我々が考え検討し、必要なところは調査内容を増やしていくということである。</p>
<p>予算的にはある程度想定内ということか。</p>	<p>ルールとして変更は3割を超えると異常に増えるということに繋がるので一定の限度は考えておかななくてははいけない。</p>

<p>3割というのが一つの目安ですか。</p>	<p>そうである。 これが倍になったりすると発注の仕方として良いのかということに繋がる。</p>
<p>変更がないように発注できるのが良いと思うが、それがどのくらいまでできるのか我々も分からないので聞かせていただいた。</p>	
<p>最初の入札者は、当初計画の形で入札しているわけです。もしかしたら、その増えた分の工事が得意な入札者がいたかもしれない。でもそういう人たちはチャンスがない。極力、変更追加ということ減らすのが合理的で、最初の入札者にも平等にチャンスを与えるべきと考える。一般論ですが。</p>	<p>極力、変更が発生しないようにしていきたい。</p>
<p>< 物品・役務編 ></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(平成30年度農業基盤情報基礎調査地図等電子化業務)</p>	
<p>低入札調査委員会とは、どういうメンバーでどういう形でやっているのか。</p>	<p>常設されている委員会である。委員長は会計課長で、会計課の担当職員と業務等を発注している担当職員を中心に構成されたメンバーで実施している。</p>
<p>低入札が適当ではないという結論になることもあるのか。</p>	<p>低入札調査委員会は、契約案件の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。 この調査は、対象者から調査に必要な資料を提出していただくとともに、対面で聴取しながら、確認していく。</p>
<p>先方は、当然できると言うと思うが、どう考えるか。</p>	<p>資料を見て判断する。</p>

<p>この業者は前に同様の業務をやっていたのか。</p>	<p>この業者は、平成30年度に他の農政局が同様の業務を発注しており、これを受注したことにより経験値になったと考えられる。</p> <p>概ね業務は終了しているため、その状況を確認するとともに、提出資料をもとに委員会で調査したものである。</p>
<p>ArcGIS Ver10 というのは、他の業者は持っていなかったのか。高い入札金額なので持っていなかったと思われるが。</p>	<p>これは市販ソフトですので、持っているものと思っている。受注した業者は、農政局から貸与する「整備状況把握ツール」と ArcGIS Ver10 が連動し作業するものであるが、この操作も精通されていた。</p> <p>他の農政局の同種の業務を受注しており、同じ作業内容であるため効率的な運用が出来ると低入札調査委員会資料に記されている。</p>
<p>それは金額に反映するのか。</p>	<p>作業に慣れているか慣れていないかで、同じ業務量をこなすのに作業時間が異ってくる。電子化業務は入力する作業なので、ツールの使い方が慣れていれば当然早くなる。</p>
<p>当初想定していた予定価格の半分で済んだ訳か。</p>	<p>当初は実績のある5社から見積を取り、その最低値で予定価格としたが、それよりはかなり効率的にできるとの判断だと思う。</p> <p>見積を取った者は、東北に実績を有している者を高い順位から5社選んだ。結果的に、受注者は東北の実績がなかったので見積は取っていない。</p> <p>他の農政局の実績や提出資料など総合的に判断し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれは認められないということで、契約に至ったもの。</p>
<p>他の地域でやっていたということを知らなかつたら、別の業者になっていたのか。</p>	<p>そうかも知れない。</p>

<p>【その他 1】</p> <p>今回の案件で特に問題があるということではない。見積合わせについては、透明性の確保の観点も加え、他の人が後で見ても明確に分かるように工夫し整理しておいた方が良くと思う。</p>	<p>承知した。</p>
<p>【その他 2】</p> <p>この機会にお聞きしたいが、最近、県内で不祥事があった。不祥事に対応する制度があっても、人と人との繋がりに個人が倫理観を持っていないとこの制度が機能しないという気がする。入札制度全体の中で、人間関係の監視というか癒着に対応というか、そうならないようにする方策はあるのか。</p>	<p>東北農政局では公正取引委員会が調査に入った経緯もあり、その後、しっかり入札等に関する手続きを行っていく上で様々な取組をしている。当然、書類についての管理徹底はあたりまえだが、人と人との関わり方は研修ということで対応している。</p> <p>一つの例であるが、この研修の対象者は、新人職員のみならず本年度においては私も受けさせていただいた。単に研修を受講するのみではなく、ワークショップのような形で、具体的に実践し対応の仕方を考える研修を実施している。これが係員、係長、課長、現場の所長すべて入っている。このような取組をして常に意識を高めていくようにしている。</p>